

○長崎県市町村職員共済組合機械処理委員会設置規程

〔 昭和63年8月11日 〕
〔 規 程 第 1 1 0 号 〕

(目的)

第1条 この規程は、長崎県市町村職員共済組合業務機械処理及び管理運営に関する規則(昭和62年規則第69号)第5条の規定に基づき設置された撒械処理委員会(以下「処理委員会」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 処理委員会に会長を置く。会長は、理事長をもって充てる。

2 処理委員会は、会長が招集する。

3 処理委員会に必要なときは、委員以外の組合事務局の職員を出席させることができる。

(庶務)

第3条 処理委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

(費用)

第4条 処理委員会の開催に要する費用及び委員の旅費は、組合の負担とする。

2 委員に支給する旅費は、組合会議員の旅費に関する規程の例による。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか処理委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が委員会にはかつて定める。

附 則

この規程は、昭和63年8月11日から施行し、昭和62年8月26日から適用する。